

枢密院會議筆記

一 官吏任用級令の一部を改正する等に関する勅令

一 官吏職務紀律の一部を改正する勅令
皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件

一 皇室令及附屬法令廢止ノ件
枢密院官制及事務規程等の廢止に関する勅令

勅令

皇
密
院

一松逵信大臣 六番

植原内務大臣 八番

石橋大藏大臣 九番

増田運輸大臣 十番

石井商工大臣 十一番

高橋文部大臣 十二番

顧問官

林(兼)顧問官 十五番

小幡顧問官 十六番

竹越顧問官 十七番

伊沢顧問官 十八番

河原顧問官 十九番

遠藤顧問官 廿一番

関屋顧問官 廿二番

幣原顧問官 廿三番

大平顧問官 廿四番

河本顧問官 廿五番

西野顧問官 廿六番

樺山顧問官 廿七番

林(毅)顧問官 廿八番

柳田顧問官 廿九番

小坂顧問官 三十番

加藤顧問官 卅一番

中川顧問官 卅二番

八田顧問官 卅三番

欠席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

大臣

河合厚生大臣 七番

木村齋農林大臣 十三番

顧問官

美濃部顧問官 二十番

宮内大臣

松平宮内大臣

委員

林 内閣書記官長

入江法制局長官

佐藤法制局次長

以上官更任用級令の一部を改正する等
に關する勅令

加藤宮内次官

高尾宮内省出仕

以上皇座喪靴及皇室典範増補廢止ノ件外
一件ニ付

報告員

諸橋書記官長

事務官

高辻事務官

鈴木事務官

に關する勅令

(一)改正憲法の下においては、所謂親任官はなくなるので、官吏任用敍級令の現行規定の中で、親任官に關する條項について必要の改正を加え、併せて若干の整理を施すこととする。

(二)また、改正憲法と同時に施行せられる會計検査院法の改正法においては、會計検査官の資格について、別段の制限を設けないので、現行會計検査院法の規定に基

いて、會計検査官の資格を定めた明治二十二年勅令第八十号(會計検査官の資格に關する勅令)は、これを廢止することとする。

第二 官吏服務紀律の一部を改正する勅令

(一)官吏の職務を盡す義務の條項について改正憲法の趣旨に副わしめるため、從來の觀念を改めて、所謂公僕としての官吏の義務を明らかにし。

(二)官吏が証人又は鑑定人として、職務上の

秘密事項を陳述し得る範圍を擴張し、

(三) 官吏が外國の君主又は政府より勳章等

を受けける場合の許可その他につき必要

の改正を施すこととする。

按ずるに、本件の二勅令は、いずれも改正憲法

の趣旨に副うよう、官吏任用敍級令及び官吏

服務紀律の條項に所要の改正を加えんとす

るものであり、妥當の措置と認められる。よつ

て本件はこの儘これを可決して然るべきも

のと思料する。

右謹で審査の結果を報告する。

議長(清水) 別に御発言もないから、第二読会以

下を省略して、直ちに採決する。本宗賛成の各

位の起立を請う。

(全員起立)

議長(清水) 全会一致可決された。

○

議長(清水) 次に、

皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件